

ソフトウェア使用許諾契約書

本契約は、お客様（以下「ユーザー」）と株式会社BOSTEC（以下「当社」）との間で、当社が提供する本ソフトウェアの使用に関して定めるものです。

第1条 知的財産権

本ソフトウェアに関する著作権及びその他の知的財産権は、当社またはそのライセンサーに帰属します。ユーザーは、当社の許可なく、本ソフトウェアの全部または一部を複製、改変、逆コンパイル、リバースエンジニアリングすることはできません。

第2条 使用許諾

当社は、ユーザーに対して、本ソフトウェアを、ユーザーが所有または管理する1台の物理的機器または仮想マシン上にインストールして使用する、非独占的かつ譲渡不能な使用権を許諾します。また、当社は、必要に応じて本ソフトウェアのアップデートを提供する場合がありますが、その義務を負うものではありません。

第3条 禁止事項

ユーザーは以下の行為を行ってはなりません：

- ソフトウェアの再配布、再販

- 複数端末への無断インストール
- 改造・解析などによるソースコードの取得
- 法令、公序良俗に反する目的での使用

第4条 保証の制限

本契約は、本ソフトウェアがすべての環境で完全に動作すること、エラーが発生しないことを保証するものではありません。本ソフトウェアは「現状有姿」で提供され、明示または黙示を問わず、商品性、特定目的への適合性、および非侵害性について一切の保証を行いません。

第5条 免責事項

ユーザーが本ソフトウェアの使用または使用不能により被ったいかなる損害（データの損失、業務の中断、逸失利益など）についても、当社は一切責任を負いません。

第6条 契約の終了

ユーザーが本契約に違反した場合、当社は本契約を即時解除し、本ソフトウェアの使用を終了させることができます。当社が解除を通知した場合、ユーザーは直ちにソフトウェアの使用を中止し、関連するすべてのデータおよび記録媒体から本ソフトウェアを削除するものとします。

第7条 準拠法・裁判管轄

本契約は、日本法に準拠し、ユーザーと当社との間に生じた紛争は、当社本社所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

※本使用許諾契約書の内容は予告なく変更されることがありますので、あらかじめご了承ください。

制定日：2025年6月1日

株式会社BOSTEC